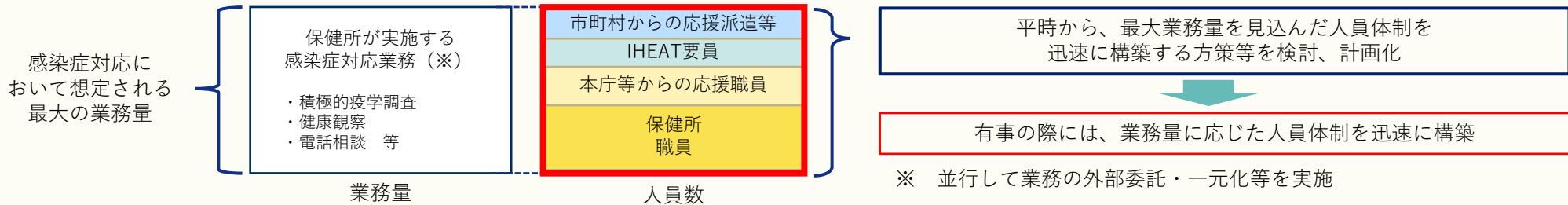


■保健所体制

- 保健所が最大業務量を見込んだ人員体制を迅速に構築することが重要ではないか。
 - ・ 積極的疫学調査などの専門性が求められる業務を支援するため、IHEAT要員を迅速に確保することが重要ではないか。
- 流行初期段階から並行して、感染症の状況を踏まえながら、業務の外部委託・都道府県等による一元化等を検討し、進めていくことが重要ではないか。
- 上記の人員体制として想定されている人員について、実践型訓練を含めた研修を行うことが必要ではないか。

<保健所における感染症対応に必要なとなる人員数のイメージ図>



■地方衛生研究所等の検査体制

- 地方衛生研究所等において、最大限の検査能力を実現可能な検査体制を早期に構築することが重要ではないか。
 - ・ 検査数に見合った検査設備 (PCR装置等) を確保することが重要ではないか。



当該目標について、健康危機対処計画と併せて都道府県連携協議会等で共有することとしてはどうか。

参考資料



■改正後の感染症法

<都道府県連携協議会：令和5年4月1日施行>

第10条の2 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとする。

2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

3～5 （略）

<予防計画：令和6年4月1日施行>

第10条 （略）

2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

四・五 （略）

六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

七～十 （略）

十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

十二 （略）

3～13 （略）

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

16～19 （略）

都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等

- 平時からの備えを確実に推進するため、都道府県の「**予防計画**」の**記載事項を充実**。記載事項を追加するとともに、**病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標**を明記。
 (新たに保健所設置市・特別区にも予防計画の策定を義務付け。ただし、記載事項は★(義務)と☆(任意)を付した部分に限る。)

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項	体制整備の数値目標の例 (注1)
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関 (入院) の確保病床数 ・協定締結医療機関 (発熱外来) の医療機関数 ・協定締結医療機関 (医療人材) の確保数 ・協定締結医療機関 (後方支援) の医療機関数 ・協定締結医療機関 (自宅療養者等への医療の提供) の医療機関数 ・協定締結医療機関 (PPE) の備蓄数量
	① 情報収集、調査研究☆	
	② 検査 の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施件数 (実施能力) ★ ・検査設備の整備数★
	③ 感染症の 患者の移送 体制の確保★	
	④ 宿泊施設 の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結宿泊療養施設の確保居室数☆
	⑤ 宿泊療養・自宅療養 体制の確保 (医療に関する事項を除く) ★	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関 (自宅療養者等への医療の提供) の医療機関数 (再掲)
	⑥ 都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件	
	⑦ 人材 の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★
	⑧ 保健所 の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加。★	

(注1) 予防計画の記載事項として、体制整備のための目標を追加。上記は、現時点で想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において設定。対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。

(注2) 都道府県等は、予防計画の策定にあたって、医療計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画との整合性を確保。

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

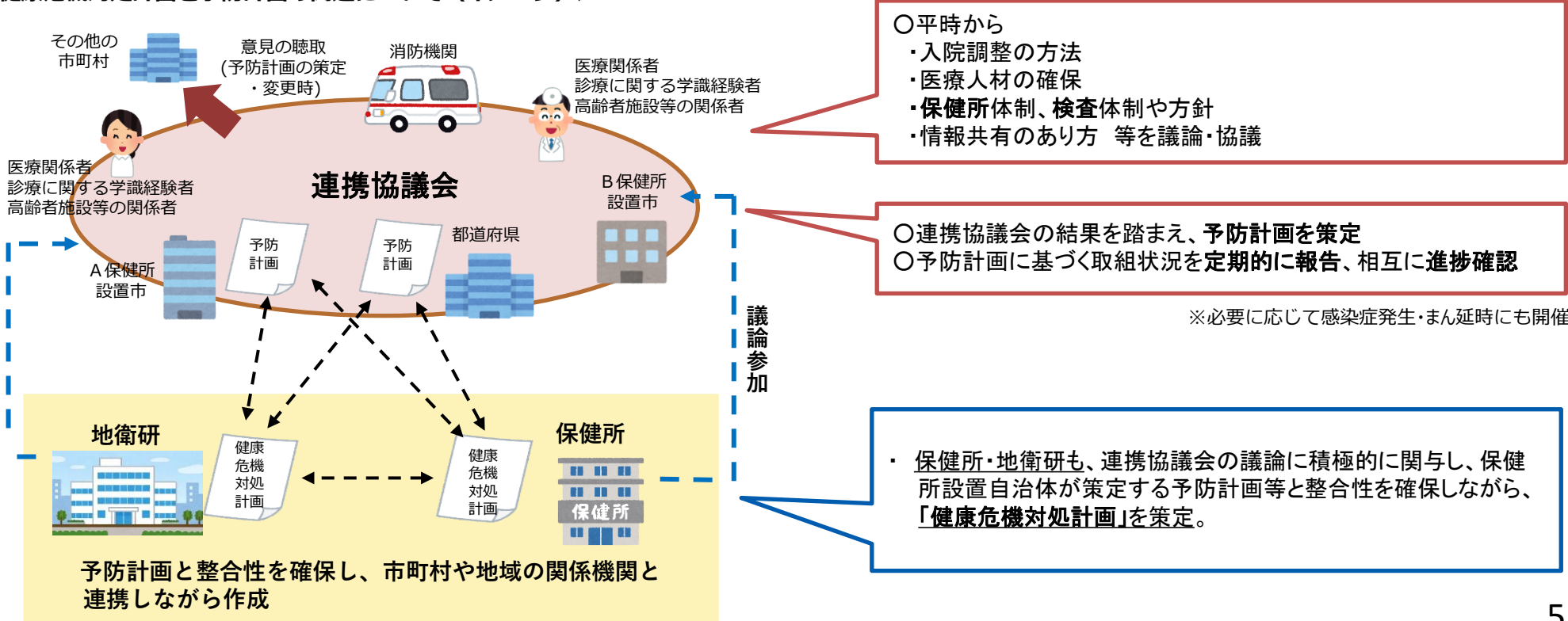
- 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定。

※今後、「健康危機対処計画」策定に当たっての考え方を示す予定。

<「健康危機対処計画」記載事項のイメージ（健康危機のフェーズ（発生初期、拡大期など）に応じた以下の記載を想定）>

- ・業務内容と量の見積もり
 - ・業務重点化や絞り込みなど
 - ・人員体制（自治体内外からの応援を含めた体制）
 - ・外部からの応援職員の受入体制（受援計画）
 - ・職員の安全確保・メンタルヘルスも含む健康管理
 - ・研修や実践型訓練の実施
- 等

<健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）>



地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研の計画の整備

健康危機管理			
感染症			自然災害等
新型インフルエンザ等 特措法	感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画	感染症法基本指針	地域保健基本指針
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン
			地域健康危機管理ガイドライン（感染症編） ※健康危機対処計画策定指針
都道府県	行動計画	予防計画	(手引書)
保健所設置市	行動計画	予防計画	(手引書)
一般市町村	行動計画	予防計画と整合性を踏まえながら作成	(手引書)
保健所	マニュアル		手引書（マニュアル）
地方衛生研究所			マニュアル

※健康危機対処計画は、既存の手引書やマニュアルの改定でもよい。 6

地方衛生研究所等の1日当たりPCR検査能力（全国）

